

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
10月8日
(火曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 雑報
県報の正誤（令和六年九月二十日山口県告示第二百七十一号）……………



山口県告示第二百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和六年十月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
光市三井八丁目四六〇の五及び四六〇の一四	六・〇	三九・〇	令和六、一九

正 誤
令和六年九月二十日山口県告示第二百七十一号（生活保護法の規定に基づく指定介護
機関の変更の届出）



ページ	四	誤	正
段	下	誤	正
行	一二三	山陽小野田市大字小野田三八七の一	山陽小野田市須恵二丁目一二番二一〇号
		山陽小野田市須恵二丁目一二番二一〇号	山陽小野田市大字小野田三八七の一

令和六年十月八日
印刷
令和六年十月八日
発行

発行人
所

山口県
知事
山口市
庁